

登記されていないことの証明書の説明

証明書の発行手続は、東京法務局後見登録課、全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課の窓口で行っております。したがって、請求にあたりましては、お手数料をおかけしますが、直接窓口にお越しいただくか、東京法務局後見登録課あて郵便で請求していただくことになります。

【窓口で申請する場合】

- ※ 本局のみ、支局・出張所では証明書の発行手続は行っていません。
（なお、成年後見に関する証明書の請求については住所・本籍にかかわらず、全国の法務局・地方法務局の窓口で請求できます。）
- ※ 窓口にお越しの際は、ご本人を証明できる運転免許証・健康保険証等の書類をお持ちください。代理人が申請される場合も同じです。

【郵送で申請する場合】

- ※ 東京法務局後見登録課のみ取り扱います。
- ※ 必ず返信用の封筒を同封してください。次のページの「返信用封筒（見本）」を参照してください。
- ※ 申請に必要な収入印紙は各中央（または家庭裁判所最寄りの）郵便局、法務局（支局・出張所を含む）で、印紙売場があるところで入手できます。

奈良地方法務局の案内図及びアクセス

案内図	
所在地 電話番号	〒630-8301 奈良市高畑町552 電話：0742-23-5534
アクセス	近鉄・JR「奈良」駅から市内循環バス利用「高畑町」下車徒歩2分